

太陽光発電の余剰電力買取サービスの開始について (再生可能エネルギー固定価格買取期間終了のお客さま向け)

2019年5月15日

大阪ガス株式会社

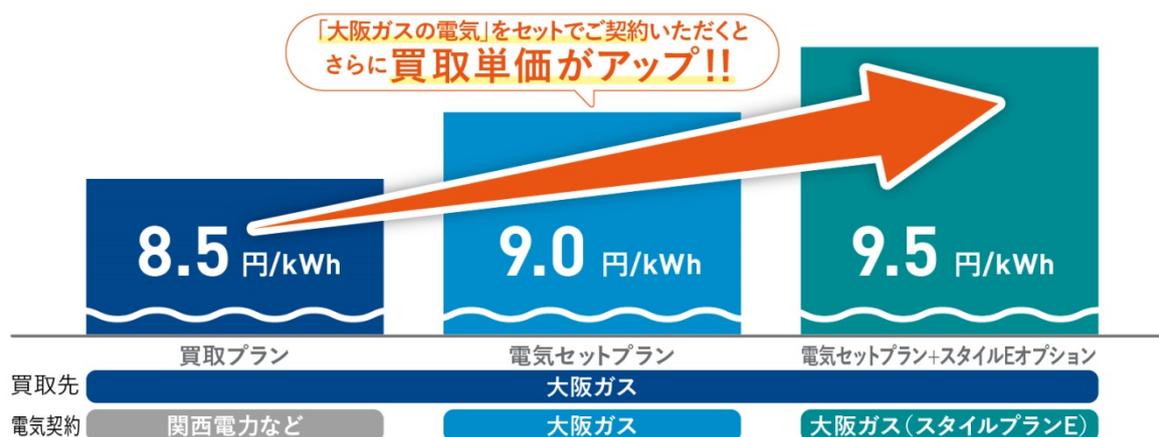
大阪ガス株式会社(社長:本荘武宏)は、再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、「FIT」)における買取期間(10年間)が終了するお客さまを対象として、太陽光発電の余剰電力買取サービスを開始します。

FITにおける買取期間は10年間と定められているため、2019年11月以降、期間満了を迎えたお客さまは、売電先を自由に選択することができるようになります。^{※1}

当社は、どなたでも契約が可能な電気の「買取プラン」に加えて、「大阪ガスの電気」をお使いいただくことで、よりお得になる「電気セット買取プラン」を提供します。

併せて、環境にやさしい電気料金メニュー「スタイルプランE^{※2}」と組み合わせると、買取単価がさらに高くなる「スタイルプランEオプション」も用意しました。

<大阪ガスの余剰電力買取サービスの概要>



当社は、低炭素社会の実現に向けて、エネファームや太陽光発電、蓄電池などの普及を促進するとともに、お客さまの多様な価値観やライフスタイルに応じた電気料金プランの拡充にも努め、電気の販売においても近畿エリアで豊富な実績^{※3}があります。

今後もエネルギーを安心してお使いいただくための高品質な安心安全サービス、お客さまの暮らしやビジネスのお役に立つサービスメニューの提供を通じ、お客さまに選ばれ続ける新時代のエネルギーメーカーを目指してまいります。

※1 現在のご契約先から変更される際は、買取期間終了日や受電地点特定番号等の情報が必要です。

現在のご契約先から買取期間の終了前に案内される書面にてご確認ください。

※2 「スタイルプランE」は、環境にやさしい電気の利用を希望されるお客さま向けの電気料金メニューです。再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス)や、エネファームにより発電された電気をご利用いただけます。

※3 当社の家庭用電気の供給件数は、2019年5月に100万件を突破しました。

また、当社が卸販売している大阪ガスサービスチェーンによる太陽光発電システムの販売実績は、近畿エリアにおいて2011年以降、8年連続No.1(出典:㈱富士経済「住設建材マーケティング便覧」)で、累計販売件数は2018年度に2.5万件を突破しました。

<余剰電力買取サービスの概要>

(1) 開始時期

2019年11月から

(2) 対象地域

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）
福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

(3) 買取単価

家庭用太陽光発電による余剰電力を以下の単価で買い取ります。

対象となるお客さま	料金メニュー	買取単価
「大阪ガスの電気」をお使いでないお客さま	買取プラン	8.5 円/kWh
「大阪ガスの電気」をお使いのお客さま	電気セットプラン	9.0 円/kWh
上記に加えて、「スタイルプラン E」適用のお客さま	電気セットプラン +スタイルプラン E オプション	9.5 円/kWh

※買取単価には、消費税等相当額を含みます。なお、消費税等相当額は10%で計算しています。

※買取単価は、今後、見直しとなることがあります。

※買取料金は12か月に1回、お客さまが予め指定する口座に振り込みます。

(4) 契約期間

4月1日から翌年の3月末まで

※最初の契約期間は、買取開始日を初日として、最初に到達する3月末日までとなります。

※上記契約期間以降は、1年毎に自動更新されます。（4月1日から翌年の3月末まで）

(5) 申し込み方法

6月3日より以下の窓口でお申し込みいただけます。

・お近くのガスのお店

・当社のショールーム（ハグミュージアム・DILIPA）

・当社コールセンター（グッドライフコール：0120-000-555）

（受付時間 月～土 8:00～21:00/日・祝 9:00～21:00）

・ウェブサイト（<http://home.osakagas.co.jp/electricity/>）

※お申し込み際には、現在のご契約先から買取期間の終了前に送付される書面をご準備ください。

（契約の変更には、書面に記載されている現契約の満了日や受電地点特定番号等の情報が必要です。）

以上